

IV 学校教育

Ⅳ 学 校 教 育

1 人権教育

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を一日も早く解決し、「すべての人が尊重される社会」をつくるためには、市民それぞれが生涯を通じて人権の意義やその重要性を理解し、人権尊重の心を育み、態度や行動に結びつけていくことが重要である。

このことは、人々のたゆみない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

本市教育委員会は、「堺市同和教育基本方針」等を踏まえ、平成12年3月（平成14年4月改定）に、人権教育を総合的・計画的に推進するための「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を策定し、人権尊重意識を普遍化し「人権擁護宣言都市」にふさわしい人権文化に満ちあふれた都市の活性化を実現するため、学校園、家庭、地域、職場などのすべての生活の場や機会をとらえて、人権教育・人権啓発の推進を図ってきた。従来の「人権教育基本方針」と「人権教育推進プラン」を整理統合し、令和3年6月に策定した「人権教育推進方針」に基づき、人権教育・人権啓発を一層推進する。

また、本市では、平成17年4月（平成27年3月改定）の「堺市人権施策推進計画」策定に伴い、その実施主体である「堺市人権施策推進本部」に「教育部会」を設置し、教育委員会として学校教育・社会教育に係る施策を積極的に推進している。

さらに、各学校園においては、平成20年に文部科学省から出された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」や、本市の教育の充実に向けた基本的な方向性を定めた「第3期未来をつくる堺教育プラン」（令和3年2月策定）の理念を踏まえ、豊かな人権感覚を持つ次代を担う子どもたちを育むための取組を推進している。

(1) 学校園における人権教育の推進

- ① 各学校園の人権教育年間計画をもとに、「人権教育教材集・資料」及び「指導資料（人権教育研修動画・学習指導案）」等を積極的かつ有効に活用しながら、すべての教育活動を通して人権教育を推進し、幼児児童生徒の豊かな人権感覚の育成を図る。
- ② 各学校園の実情や幼児児童生徒の実態及び地域や家庭の生活に存在する人権問題等の実態を踏まえ、指導資料の作成やその教材化に努める。

(2) 教職員に対する研修

- ① 令和3年6月策定、堺市「人権教育推進方針」を基にした人権教育の授業実践を進め、教職員の人権意識の高揚と実践力の向上を図るための研修を実施する。
- ② 基本研修（初任者・発展研修、新規採用者研修、経験者研修、専門研修等）及び管理職研修、課題別研修等において、同和教育をはじめ子どもの人権についての教育、ジェンダー平等教育、障害者理解教育、在日外国人・国際理解教育、福祉教育、性的指向及び性自認に関する人権についての教育等さまざまな人権に関する教育についての研修を拡充し実施する。
- ③ 堺市人権教育研究会及び堺市在日外国人教育研究会等と連携し、各学校園の人権教育に関する実践の交流を進め、人権教育の深化・充実に努める。

(3) 保護者等への啓発

PTAを対象とした講座及び研修会の開催ならびに人権ナビの発行等を通して、人権教育について保護者等への啓発を進める。

2 幼児教育

すべての幼児を対象とした幼児教育の一層の充実を図り、これからの時代を生きる力の基礎をはぐくむため、本市における幼児教育の基本的方向性を示す「堺市幼児教育基本方針（改定版）」（令和2年6月策定）に基づき、諸施策に取り組んでいる。また、令和2年度に、堺市教育センターに新設された能力開発課内に幼児教育センター機能を備え、公民すべての保育者を対象とする研修の実施や、教育・保育施設に対する助言・相談等に取り組んでいる。

(1) 幼児教育の基本理念とめざす方向

幼児期は、周囲からの愛情ある関わりの中で安心感に支えられ、自発的な活動としての遊びを通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、適切な教育環境を整え、幼児の心身の調和のとれた発達を促すことが重要である。

- 遊びを通しての総合的な指導を行う中で、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を一体的にはぐくむ。
- 幼児教育・保育施設と小学校とが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、発達と学びの連続性を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- 「自分のよさを知り、人とのつながりを大切にす気持ちをはぐくむこと」「自ら興味をもって様々な活動に取り組む意欲をはぐくむこと」「目標に向けて努力する粘り強さやチャレンジする力をはぐくむこと」「地域の人と関わり、地域の文化や伝統の豊かさに気づく力をはぐくむこと」を大切に教育・保育を進めることで、しなやかでたくましい「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成をめざす。

(2) 幼児教育の推進にあたっての基本姿勢

先に示した基本理念のもと、「生活や遊びを通して、しなやかでたくましく生きる力の基礎をはぐくむ」ことを本市の幼児教育推進の基本目標とし、以下の基本的方向性を定め、幼児教育を推進する。

- ① すべての幼児に対する質の高い幼児教育
自発的な活動である遊びを通して、幼児期にはぐくみたい資質・能力を総合的にはぐくむため、保育者のさらなる資質・能力の向上や、施設間の連携・相互理解を図る。
- ② 豊かな人権感覚の育成
子どもたちがたくさんの愛情を注がれながら、人との関わりを深める中で、人権感覚の基礎となる自尊感情をはぐくむとともに、自分も周囲の人々も大事にし、互いを尊重しあえる心を育てる。
- ③ 子ども一人ひとりを大切に、安心できる集団づくりを進める
生活環境や個々の特性、発達段階などの違いを踏まえ、幼児理解に基づく一人ひとりに応じた教育や支援を行うとともに、子どもたちが互いを認め合い、安心できる集団づくりを進める。
- ④ 発達と学びの連続性を踏まえた、小学校教育への円滑な接続
小学校において、幼児期の育ちや学びを踏まえた教育活動が実施されるようにする。また、幼児教育・保育施設と小学校との交流を充実させる。
- ⑤ 子どもと家庭・地域が共に育つ「横にひろがる教育」
保護者の学びの支援や、地域における子育て相談、未就園・未入所の保護者の交流の場の提供などを充実させる。

(3) 幼児教育の推進に向けた主な取組

市内幼児教育のさらなる充実を図るため、以下の取組を実施する。また、公立園を核とする研究実践の推進とその成果の発信、幼児教育に関する情報提供などを行っていく。

- ① 研修の充実
 - すべての園種を対象とした研修
幼児教育の質の向上と幼小の円滑な接続のための実践事例や考え方を示した「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の普及啓発や、各施設の次代を担う人材の育成を目的として、幼児教育研修や幼児教育実践交流セミナーなどを実施する。

○園内研修の支援

各施設における園内研修の充実を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣する。

② 幼小接続の強化

○幼保小合同研修会

就学前教育・保育施設と小学校の教職員が互いの教育・保育内容に対する理解を深め、発達の連続性を踏まえた教育・保育の推進を図るため、近隣の学校園でのグループ討議や、就学予定の小学校と就学前教育・保育施設の個別情報交換など、幼保小合同研修会の充実を図る。

○「ワクワクひろば事業」

小学校に対する興味・関心・期待感がもてるよう、校区内の就学前教育・保育施設に在籍する就学前5歳児と小学生が小学校施設を活用した交流活動を行う。各小学校主体で、学校行事、授業参観、給食体験等を実施。

③ 一人ひとりの幼児に応じた教育の推進

○特別支援教育に係る巡回相談

発達障害等に関する専門的な知識・技能を有する専門家を園に派遣し、配慮を要する幼児に対する支援について、教職員への指導助言を行う。

○個別支援ファイル「あい・ふあいる」

支援を必要とする子どもについて、家庭や関係機関と連携し、切れ目ない支援ができるようにするため、幼児期からの療育・教育内容を一冊に記録できる、個別支援ファイル「あい・ふあいる」を活用する。

④ 子育ての支援の充実

○就学支援情報の発信「わくわくスタート堺っ子」

就学に向けて家庭での教育を進めるため、就学前5歳児の保護者に入学までの大切なポイントや家庭での取組などをHP等で情報発信。

○保護者どうしがつながる場づくりや保護者への啓発・相談のための取組

未就園児招待や園庭開放など、保護者がつながる場づくりを進めるとともに、育児相談や育児・親育ち講座などを実施する。また保育者対象に、保護者に対する支援等についての研修や情報交換の場を設ける。

(4) 市内幼児教育・保育施設の状況

○本市の幼児教育・保育施設の内訳

	認定こども園			保育所	幼稚園
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型		
公立	16	0	0	0	4
民間	103	12	3	23	24
計	119	12	3	23	28

○公立幼稚園について

公立幼稚園では、幼児の主体性を大切にし、地域の人々との交流や自然体験・表現活動等を積極的に取り入れながら保育を実施している。また、未就園児招待や子育て相談など、地域の子どもの保護者に向けての子育て支援を行っている。特に、令和2年6月に策定された「堺市幼児教育基本方針（改定版）」に基づき、4園が研究実践園として位置づけられ、3年保育、預かり保育を実施。実践的な研究やモデルとしての先導的な役割を担い、研究の成果を広く発信する。

3 義務教育

令和5年度は、小学校において新学習指導要領の全面実施4年目、中学校においては全面実施3年目となる。また、今年度は本市における「第3期未来をつくる堺教育プラン」の策定3年目であり、本プランでは、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら、未来を切り拓くことができる力を育む必要があると明示した。超スマート社会（Society5.0）時代の到来や、新型コロナウイルス感染拡大など、予測困難な時代において、次代を担う子どもを育成するためには、GIGAスクール構想におけるICTの積極的な活用等、新たな時代に対応した取組を推進することが重要となる。子どもたちの健やかな学びを保障し、「誰一人取り残さない」教育を充実させ、個々の子どもが可能性を発揮し、未来の創り手となるために、豊かな学びを充実する必要がある。

本市教育理念、「ひとつづくり・まなび・ゆめ」に基づき、豊かな心の人づくり、確かな学びの形成、ゆめをはぐくむ教育を推進し、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、それぞれの子どもたちが未来を切り拓くことのできる資質・能力を組織的に育成し、家庭や地域と連携しながら、学校園の実情に応じた創意工夫ある魅力的な取組を推進する。

(1) 総合的な学力の育成

小中学校9年間を見通した総合的な学力向上を図るため、学習習慣・生活習慣の改善に向け「家での7つのやくそく」を啓発し、全校で全国学力・学習状況調査等の各種学力調査や総合学力プロフィールを活用した学力向上のためのR-PDCAサイクルの確立に取り組む。

① 授業改善の推進

全ての子どもは生まれながらにして有能な学び手であるという子ども観の醸成に基づく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実にむけ、ICTの活用を前提として、教科の本質や系統性を意識した授業改善、子どもが学ぶための最適な方法や形態を考えた授業改善の推進を図る。また、各種学力調査等を活用した検証改善サイクルの確立に努める。

② 「学校力向上プラン」の作成と継続的な改善

平成28年度から「学校力向上プラン」（学校評価書、学力向上プラン、体力向上プランを統合）を作成している。年度途中には全職員で取組の進捗状況の確認を行い、取組の改善をすすめ、年度末には学校園が教育活動やその他の学校園運営の状況についての評価及び学校関係者評価を実施、それらの結果は公表し、次年度の計画に反映する。また、令和2年度から、小中一貫グランドデザインの内容（めざす子ども像や取組等）を位置づけ、さらに令和4年度から、児童生徒1人1台の学習者用端末活用推進の取組を評価項目に位置づけている。

各学校において、学力調査結果等を活用して、自校の成果や課題を明らかにし、学校の実態や方針に基づいた具体的な改善目標や方策を「学校力向上プラン」にまとめ、学力向上等の取組を推進する。

③ 家庭学習習慣の形成

義務教育9年間を通して、学習を自律的に管理する能力を育むため、自主学習ノートの活用や各校で作成した「自主学習のてびき」の活用に加え、児童生徒用パソコンを活用した課題への取組やドリル学習に取り組む。また、授業で学んだことを関連付けながら、自主的な家庭学習習慣の形成に取り組む。なお、自然災害や感染症の拡大等により学校での学習が行えない状況においても、継続的に家庭で学習が行えるよう、ICT等による学習環境の整備に努める。

④ 学力低位層への支援

全ての子どもたちに対する多様な学びの保障として、個々の学力の「のび」を経年で把握し、習熟度別指導等の少人数指導や放課後学習、個別最適化された学習ドリルなどの効果的な学習方法の研究に努め、学習体制の環境整備に取り組む。

⑤ 学力向上推進事業

○各種調査の実施及び分析

児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図りながら、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。また、各種調査のデータを基に、総合学力プロフィールを作成し、各学校に提供することで、同一集団の経年比較による、検証改善サイクルに取り組む仕組みを構築する。

○学校園への研究支援

各学校園等の個別のニーズに対応した研究支援として、講師招聘や先進校視察、研究会への参加に加え、指導主事の派遣などの支援を行い、総合的な学力の育成を図る。

⑥ 堺方式少人数教育及び高学年専科指導の実施

各小中学校に、習熟度別指導等、少人数による指導形態・指導方法の工夫改善を行うための「習熟度別指導等加配教員」または、各教員の適性を生かした教科担任制の実施に向けた研究に取り組むための「高学年専科指導加配教員」や教科担任制を推進し、系統性を踏まえた専門性の高い指導をおこなうための「高学年教科担任制推進加配教員」を配置している。

また、小学校の5年生から6年生においては通常の学級在籍数が平均38名を超える学年に対し、「小学校教育支援加配教員」を配置し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

⑦ 小中一貫教育充実事業

学習指導や生徒指導の傾向や課題をもとに、全43中学校区で、義務教育9年間のめざす子ども像「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」を共有し、各学校において「学校力向上プラン」に位置づけ、めざす子ども像の実現に向けた取組を実施、評価改善し、小中一貫教育を充実させる。

⑧ 子ども堺学

堺に愛着と誇りを持ち、主体的に社会に参画できる子どもの育成をめざして、身近にある教育資源（歴史・文化・産業・自然・人々）を生かし、堺を知り、堺を学ぶ子ども堺学を各教科等で進める。茶の湯体験をはじめとする地域学習、防災教育、環境教育、キャリア教育からなる「子ども堺学」の充実に向けた支援を行う。

○エキスパート・キャリア教育支援事業

セレッソ大阪トップアスリート派遣事業を活用し、トップアスリートを派遣する。また各学校が地域の人材等の講師を招聘し、子どもたちの状況、地域の特性を生かした効果的なキャリア教育が行われるよう支援する。

○堺ゆめ事業「ようこそ堺の先輩」

子どもたちが夢や目標の実現に向かって主体的な生き方を考え、行動する能力を育成し、堺への愛着や誇りを持てるように、堺ゆかりの著名人を先輩として招聘し、体験をもとに「夢を持つことの大切さ」などを子どもたちに伝える。

⑨ 家での7つのやくそく推進事業

児童生徒が自らの生活についてふりかえることを習慣化し、目標の達成・計画の遂行ができる力を身につけるために、「生活リズム向上支援」として眠育アプリの活用や「7のつく日は7つのやくそくデー」の取組を推進する。

【家での7つのやくそく】

- 1 早寝早起きの習慣をつけよう。
- 2 朝ごはんを毎日食べよう。
- 3 家族との対話を大切にしよう。
- 4 学校に持って行くものを前日に確かめよう。
- 5 宿題など自分から進んで勉強しよう。
- 6 携帯電話やスマートフォン、テレビやゲームの時間を決めよう。
- 7 本を読む時間をつくろう。

十分な睡眠時間の確保が不可欠

生活リズム向上支援
のための取組

⑩ 環境・防災教育推進事業

○環境教育の推進

「持続可能な開発のための教育 Education for Sustainable Development＝ESD」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れた本市の環境教育基本方針に基づき、各学校園において環境教育を実施する。家庭や地域と協働し、身近なところから行動できる資質や能力を身につけるため、地域人材等と連携した取組を行い、環境教育を推進する。

○防災教育の推進

防災教育教員研修の実施により、各学校における防災教育推進の中心的役割を担う教員を育成し、各小・中・支援学校における防災教育の充実を図る。また、各教科等における防災教育の推進に向けて、本市作成の指導資料「防災教育指導のてびき」を活用する。地域の防災や防災に関する専門的な知識を有する方を講師とした出前授業やプログラム開発を行う等、防災教育を推進する。

⑪ 英語教育推進事業

○小学校

令和2年度より新学習指導要領が全面实施され、小学校3・4年生で年間35単位時間の外国語活動、5・6年生で年間70単位時間の外国語科を実施している。なお、指導者は学級担任及び小学校英語指導加配教員、英語教育推進加配教員が行う。

小学校3・4年生では、文科省発行の小学校外国語活動教材「Let's Try!」を活用して「聞くこと」「話すこと」を中心とした授業を、外国語を通じて言語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮することを目的として行う。また、児童が主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

小学校5・6年生では、教科化されたことから教科書「ONE WORLD Smiles」を活用し、「聞くこと」「話すこと」に「読むこと」「書くこと」を加え、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるように指導する。

○中学校・高等学校

小学校での学習をふまえ、3年間を通じて外国語学習への興味・関心を高め、「聞く・話す・読む・書く」の4技能を統合的に育成し、自らの考えを適切に伝える能力を養う。各学校において設定している「CAN-DOリスト」を検証し、目標を達成するよう指導と評価の改善にいかす。

○ネイティブスピーカー等

小中学校では令和2年度より1～3学期の通年で、各校のクラス数に応じた回数委託による派遣を実施。高等学校では引き続き通年でALTを配置する。

○オンライン英会話

海外の講師との実践的な英会話を通じ、児童生徒の国際理解を深め、主体的にコミュニケーションを図る態度を養うため、インターネットを活用したオンライン英会話をモデル校として各区で中学校2校を指定し、計14校にて2年生で年3回モデル実施する。

⑫ 学校図書館教育推進事業

学校図書館に、児童生徒の豊かな読書活動を推進するための読書センター機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、授業内容を豊かにしてその理解を深める学習センター機能、児童生徒や教員の情報のニーズに対応し、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する情報センター機能を構築し、活性化を図る。

○学校司書の配置

学校司書を全小中学校に配置し、読書センター機能だけでなく、授業で図書を活用する学習センター機能や情報センター機能の充実をめざす。(全小中学校および小中一貫校で週 2 日勤務。拠点校である 1 中学校には学校図書館職員を配置)

○読書ノート(電子版)の活用

小中学校において堺市読書ノートを児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末で活用できるよう、令和 4 年度より読書ノート(電子版)として改訂し、読書の意欲の向上、読書習慣の形成に取り組む。

○学校図書館サポーターの配置

学校司書・司書教諭を補助する学校図書館サポーターを回数配置し、「いつでも開いてる、人がいる」学校図書館をめざす。

⑬ 学校教育 ICT 化推進事業

学校教育における情報基盤として、平成 17 年度に教育情報ネットワークを整備した。また、教育用コンピュータ・校務用コンピュータを計画的・年次的に整備し、子どもたちの情報活用能力の向上、校務の ICT 化に取り組んできた。さらに、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて小学校、中学校及び支援学校へ、指導者用タブレット端末を整備し、大型デジタルテレビと組み合わせ、分かりやすい授業を行う「堺スタイル」を生かしながら令和 2 年度に整備した校内高速通信ネットワーク及び児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末を積極的に活用する「新・堺スタイル」の実現に取り組む。

○教育情報ネットワーク・学校の ICT 環境の整備及び運用・保守管理

○情報教育、情報モラル教育の推進

○校務 ICT 化の推進

○ICT を活用した授業改善の推進

○学校園ホームページ運用管理

○小学校プログラミング教育の推進

学校における ICT 活用の取組状況

平成 25・26 年度	小学校及び支援学校に指導者用タブレット端末を整備 「堺・スタイル」の取組開始
平成 29・30 年度	全中学校 43 校にタブレット端末及び大型デジタルテレビを整備
令和元年度	全小・支援学校プログラミング教育の推進 (プログラミング教材・児童用タブレット端末の整備及び教員研修の実施)
令和 2 年度	全小・中・支援・高等学校において校内高速通信ネットワークを整備 児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末を整備
令和 3 年度	「新・堺スタイル」としての取組 ・授業支援ソフトやオンライン学習ツールによる授業の効果的な活用の推進 ・総合的な学力向上研究校の取組内容・検証結果の全小中学校への周知 ・情報活用能力の指標作成及び実践
令和 4 年度	児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の活用推進 ・「情報活用能力チェックリスト」の活用 ・教職員研修の充実 ・臨時休業等の緊急時におけるオンライン活用 教育情報ネットワークの再構築 ・教員の指導者用タブレット端末と校務用端末を統一し、2in1 パソコンとして導入

⑭ 科学教育推進事業

科学教育の振興と充実及び教員の指導力の向上を図るため、次の事業を実施する。

○科学教育研修

教員に対し、教材研修や安全研修等を行う。

○堺市学校理科展覧会

初等教育研究会理科部会、中学校教育研究会理科部会と共催で、児童生徒の科学研究を奨励し、研究を交流する場として、また、指導者がその実態を知り、指導の在り方を研究する場として、研究物の展示・発表を行い、優秀作品の表彰を行う。

出品数 131校 11,170点 優秀賞作品数 723点 展示会及び優秀賞 45作品の表彰式を実施

参観者数 約4,100人（令和4年度）

○小学校理科特別授業実施事業

堺市内企業の専門家や、大阪府科学技術センターのスタッフを小学校に派遣し、理科の特別授業を行う。

派遣校 4校（令和4年度）

○科学催事「堺科学教育フェスタ」

本市の企業・団体等による科学体験ブースの実施により、市民が科学に親しみ、科学のおもしろさや科学技術と日常生活のかかわりについて楽しく学ぶ場を提供する。本市産業が、優れた科学技術の上に成り立つことを子どもたちに伝え、誇りをもち、郷土への愛着を深め、新しい文化を創造できるようにする。（※事前申込制）

令和3年度から「堺で科学 サカイエンス」と統合 令和3年度は、動画配信のみ実施。

参加者 約600人（令和4年度）

○市民科学振興事業

市民向け科学講座を実施し、市民に対する科学教育振興を図る。

子どもたちの理科・科学に対する興味関心を持続・発展させることを目的として、小学6年生の児童を対象に、堺サイエンスクラブの活動を行う。大阪公立大学の「未来の博士育成ラボ」事業と連携し、堺サイエンスクラブ修了者に対してより専門的な研究活動支援を行う。

市民科学講座 1講座（令和4年度） 堺サイエンスクラブ 部員 16人 13回（令和4年度）

○ソフィア・堺プラネタリウム等

プラネタリウムの投映、天文教室の開催及び天文台での天体観察など、天文科学振興事業を行う。

※平成19年度から指定管理者が実施

観覧者 33,667人、天文催事 参加者 1,991人（令和4年度）（78頁参照）

⑮ 令和5年度に小中学校で使用している教科用図書

小学校

種目	発行者	書名
国語	光村図書出版	国語
書写	東京書籍	新しい書写
社会	日本文教出版	小学社会
地図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算数	日本文教出版	小学算数
理科	新興出版社啓林館	わくわく理科
生活	教育出版	せいかつ
音楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	日本文教出版	図画工作
家庭	東京書籍	新しい家庭
保健	大日本図書	たのしい保健
英語	教育出版	ONE WORLD Smiles
特別の教科 道徳	光村図書出版	道徳 きみがいちばんひかるとき

中学校

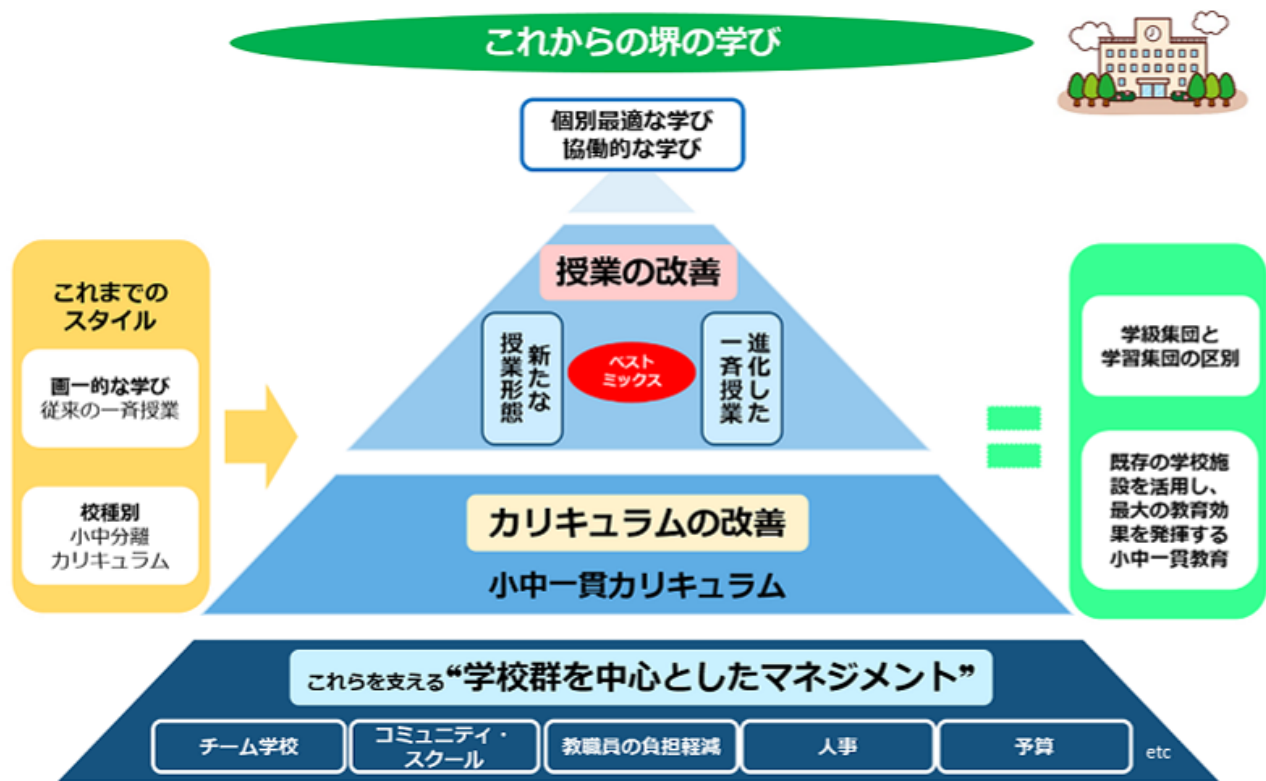
種目	発行者	書名
国語	光村図書出版	国語
書写	光村図書出版	中学書写
社会（地理的分野）	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社会（歴史的分野）	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社会（公民的分野）	日本文教出版	中学社会 公民的分野
地図	帝国書院	中学校社会科地図
数学	学校図書	中学校数学
理科	教育出版	自然の探究 中学校理科
音楽（一般）	教育芸術社	中学生の音楽
音楽（器楽合奏）	教育出版	中学器楽 音楽のおくりもの
美術	日本文教出版	美術
保健体育	東京書籍	新しい保健体育
技術・家庭（技術分野）	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
技術・家庭（家庭分野）	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
英語	光村図書出版	Here We Go! ENGLISH COURSE
特別の教科 道徳	光村図書出版	中学道徳 きみがいちばんひかるとき

堺市では、令和3年度総合教育会議で、現在の教育課題や国の動向をふまえながら「新たな学校のあり方」について議論し、その実現に向けて令和5年度から新たな学校マネジメントモデル事業を実施する。

◆「新たな学校のあり方」の推進

急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すため、これからの堺の学びとして、「令和の日本型学校教育」である多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実をめざす。

そのため、中学校区を構成する小・中学校を「学校群」という1つの単位として捉え、教職員の資質能力を最大限に生かして中期的かつ総合的な観点で、学級集団と学習集団を区別した新たな授業形態と進化し一斉授業のベストミックスをめざす「授業の改善」、義務教育9年間を見通した小中一貫カリキュラムのもと、系統性と連続性を意識して進める「カリキュラムの改善」、これらの改善を支えるため、学校群の裁量権限を拡大し自立したマネジメントを行う「学校群を中心としたマネジメント」に取り組む。



・新たな学校マネジメントモデル事業

令和5年度から5つのモデル学校群で、「授業の改善」「カリキュラムの改善」「学校群を中心としたマネジメント」に取り組む、新たな学校マネジメントモデル事業を実施する。

モデル学校群	構成学校	所在区
陵西学校群	陵西中学校、少林寺小学校、安井小学校、大仙西小学校	堺区
旭学校群	旭中学校、神石小学校、大仙小学校	堺区
若松台学校群	若松台中学校、上神谷小学校、若松台小学校、茶山台小学校	南区
三原台学校群	三原台中学校、三原台小学校、泉北高倉小学校	南区
五箇荘学校群	五箇荘中学校、五箇荘小学校、五箇荘東小学校、新浅香山小学校	北区

(2) 豊かな心の育成

① 小中学校道徳教材集の活用

「生きる力」の核となる、豊かな心や人格の基盤になる道徳性の育成を図る取組を推進するため、道徳教育推進教師を中心として、道徳教育年間指導計画を作成し、本市が学年別に作成した道徳教材集「未来をひらく」や文部科学省の「私たちの道徳」等を積極的に活用しながら、指導方法の工夫・改善を行う。

② 生徒指導体制の充実事業

ア) 「いじめ」認知件数の推移 (件)

	小学校	中学校
平成 29 年度	384	369
平成 30 年度	867	325
令和元年度	1,069	421
令和 2 年度	2,282	350
令和 3 年度	3,747	569

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

イ) 「不登校」児童生徒数の推移 (人)

	小学校	中学校
平成 29 年度	179	596
平成 30 年度	325	601
令和元年度	333	644
令和 2 年度	537	768
令和 3 年度	632	878

【不登校の定義】

文部科学省 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）

- 「堺市いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止・早期発見に努める。
また、初期段階から組織的に対応する。
- 全中学校及び小学校 19 校に生徒指導主事を専任配置し、生徒指導上の課題に対する学校への支援体制を充実する。
- スクールカウンセラー配置事業
臨床心理士等の資格を持つ専門家をスクールカウンセラーとして学校に配置し、不登校や問題行動に悩む幼児児童生徒に対してカウンセリング等による支援や教職員・保護者に対する助言・援助を行う。
配置校：小学校 31 校、中学校全校、高等学校全校
配置回数：小中学校は年 35 回、週 1 回、6 時間 45 分勤務（休憩 45 分を含む）
高等学校は年 35 回、週 1 回、9 時間勤務（休憩 60 分を含む）
- スクールソーシャルワーカー活用事業
教育、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを学校・区役所に派遣し、いじめ、不登校や問題行動などに対し、学校と共に子どもの置かれた環境に働きかけ、子ども相談所などの関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、課題の解決を図っていく。
5 名を「スーパーバイザー」として活用する。（区担当のサポートや人材育成を担当）
※1 回 6 時間程度の活動を年間 35 回
14 名を「区担当」として活用する。（要請に応じて担当区内の学校に派遣）
※1 日 7.5 時間、週 4 日（週 30 時間）

○スクールサポート事業

学校の荒れにつながる喫緊の課題等に対して早期解決を図るため、教育委員会の指導主事及び校長 OB、警察官 OB からなる学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフを派遣し、学校の指導体制のありかたや対応について協議し、生徒指導体制の見直しを行う。また、学校と連携し、教員の指導のサポートや、子どもに対する働きかけなど、緊急、集中的な支援を行う。

また、学校における課題について、法律を根拠とした解決を図るために、校長が電話やメール、面談等によりスクールロイヤー（弁護士）に相談し、アドバイスを受ける。

○SAFE プログラムの実施

イラストボードを使って、子どもと教員が対話型で学習を進める教育プログラムで、子どもの安全を大人が守るだけでなく、子ども自身が自らを守るため潜在的な危険を察知し、危機的状況の中で何ができるかを考える力を養うことができるよう、小学校低学年の教員を対象に研修を行う。

対象：全小学校

○ネットいじめ防止プログラムの実施

全国的に、携帯電話やパソコンを介したいじめ・誹謗中傷が深刻化する中で、携帯電話の所持率が高くなる早い時期において、業者と連携した「スマホ・ケータイ安全教室」を実施。

対象：小学校4年生、中学校1年全学級

○いじめ・暴力防止プログラムの実施

子どもが自分自身の大切さを自覚することや他者を大切にすること、危機的状況においても自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶことによって、子どもが本来持っている力を引き出し、いじめ・暴力を防止する。対象：全小学校、中学校35学級

○いじめ巡回相談員の派遣

教育委員会事務局に配置している学校教育に精通した校長 OB の相談員を市立全学校へ派遣し、学校のいじめ問題への対応を把握する。また、学校に対し、いじめ問題の解決に向けた相談・指導助言等の支援を行う。

○デートDV防止研修の実施

全教職員を対象に、デートDV（性暴力）防止に向け、専門的な知識を習得するための研修を実施する。

○堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会

有識者による委員会を設置し、性暴力等未然防止及び再発防止対策、性教育等についての認識を深め、性暴力防止等の啓発を図る。

③ 「堺・スタンダード」の実施

教育分野における堺らしい実践の成果やさまざまな取組を引き継ぎ、平成18年度から「堺・スタンダード」を実施している。人とのかかわりを実感する「あいさつ運動」、豊かな心をはぐくむ「朝の読書活動」、もてなしの心や人とのかかわり方を学ぶ「茶の湯体験」をすべての小・中学校で実施し、学校・家庭・地域が一体となった特色ある取組に発展するよう努める。

④ 日本語指導体制

外国にルーツのある全ての日本語指導が必要な幼児児童生徒に対し、学校園生活において十分に能力を発揮できるように、日本語指導を行う。日本語指導等対応教員配置校では、日本語指導担当教員を中心に在籍校の対象児童生徒へ指導を行う。日本語指導等対応教員未配置校では、各校の日本語指導担当教員が日本語指導員等（外部人材）の支援を受けながら、在籍校の対象児童生徒へ指導を行う。

また、生活言語能力レベルの日本語習得のための指導を主とする日本語指導センター校では、通級または遠隔により、帰国・渡日して間もない児童生徒の自立のための日本語指導を行う。日本語指導員等（外部人材）については、幼児児童生徒の日本語習得状況に応じた派遣を行い、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。（対象：全学校園）

⑤ 交響楽団芸術鑑賞事業

子どもたちが一流の芸術文化にふれ、豊かな情操を育成できるよう、市立のホールを活用し、プロの交響楽団による音楽などを鑑賞する機会を提供する。

(3) 健やかな体の育成

① 部活動推進事業

子どもたちが、より高い能力や技能を身に付けることができるように、部活動の環境や内容を充実させ、学校の活性化と部活動の振興を図る。

【運動部活動数及び部員数の推移】

	男子 運動部数 (部)	女子 運動部数 (部)	男子 運動部員数 (人)	女子 運動部員数 (人)
平成 30 年度	269	234	7,346	5,248
令和元年度	264	231	7,277	5,136
令和 2 年度	261	227	7,190	5,060
令和 3 年度	267	257	6,934	4,887
令和 4 年度	258	225	6,590	4,722

【文化部活動数及び部員数の推移】

	文化部数(部)	男子 文化部員数 (人)	女子 文化部員数 (人)
平成 30 年度	206	1,007	3,627
令和元年度	202	1,011	3,482
令和 2 年度	203	999	3,386
令和 3 年度	195	1,069	3,394
令和 4 年度	196	1,111	3,635

【令和 4 年度設置 種目別拠点校】

在籍する中学校に入部希望の運動部活動がない場合、種目別拠点校に入部することを可能とする。

設置種目	拠 点 校
陸上 (男女)	晴美台中学校
バスケットボール (男)	上野芝中学校
剣道 (男女)	浅香山中学校、三原台中学校
柔道 (男女)	大浜中学校、上野芝中学校
バドミントン (男女)	月州中学校
ラグビー	金岡北中学校
水泳 (男女)	登美丘中学校、深井中央中学校
バレーボール (女)	金岡南中学校、旭中学校
バレーボール (男)	津久野中学校
女子サッカー	深井中学校
相撲 (男)	浜寺中学校

【全国大会・地方大会参加補助金及び奨励金】

全国大会、地方大会に参加する生徒に対し、交通費等の全額補助や、奨励金を支給する。

【部活動外部指導者派遣】

中学校及び高等学校の部活動の振興を図るため、外部指導者を派遣する。

派遣実績

	学校数 (校)	運動部 派遣人数 (人)	文化部 派遣人数 (人)
平成 30 年度	43	241	129
令和元年度	43	228	114
令和 2 年度	43	185	125
令和 3 年度	43	207	127
令和 4 年度	43	205	117

【部活動指導員配置】

専門性の高い指導者を希望する学校に配置する。

配置実績

	学校数 (校)	運動部 派遣人数 (人)	文化部 派遣人数 (人)
令和元年度	10	13	5
令和 2 年度	12	14	4
令和 3 年度	14	13	5
令和 4 年度	14	12	6

② 体力向上推進事業

○体力向上研究校

体力向上研究校を指定し、学校・家庭・地域・大学等との連携により、児童生徒の運動意欲を高め、運動習慣の確立を図ることを目的とした調査研究を行い、効果的な取組等について全学校へ発信する。

実施校：小学校 4 校 中学校 1 校

○学校力向上プラン (29 頁参照)

各学校において、「学校力向上プラン」に基づいた実践を通し、課題の解決に努める。

○小学校体育指導の手引きの活用

学年別に作成した指導書「小学校体育指導の手引」(平成 30 年度改訂)を積極的に授業で活用する。

○「ハンドブックー部活動を指導するにあたってー」の活用

中学校教員用に作成した「ハンドブックー部活動を指導するにあたってー」(平成 30 年度改訂)を積極的に部活動指導に活用する。

○堺スポーツチャレンジランキング

全小学校で大なわとびを奨励し、連続跳躍回数の記録を競う「堺スポーツチャレンジランキング」への取組を通して、子どもの体力向上を進める。

4 高等学校教育

(1) 市立高等学校について

① 高等学校教育改革（市立堺高等学校新設）の経緯

平成18年9月に策定した「堺市教育活性化プラン」の中で、市立高等学校4校の発展的統合による新しい高等学校の設置を位置付け、同年10月に策定した「堺市立高等学校実施計画」に基づき、教育課程の編成、教育内容、施設・設備等についての検討を進めた。平成19年6月に学校設置条例を改正し、平成20年4月に市立堺高等学校を開校した。工業高等学校、商業高等学校については平成22年3月に、第二工業高等学校、第二商業高等学校については平成23年3月に閉校した。

② 堺高等学校の課程と学科

課程	学科名	学科の特色	
全日制の課程	サイエンス創造科	理数に関する学科	理科、数学を中心に科学について学習する
	機械材料創造科	工業に関する学科	機械工学、材料工学を中心にものづくりについて学習する
	建築インテリア創造科		住環境、デザイン等を中心にものづくりについて学習する
	マネジメント創造科	商業に関する学科	流通・販売・経営等のしくみについて学習する
定時制の課程	機械自動車創造科	工業に関する学科	機械工学、自動車工学を中心にものづくりについて学習する
	建築創造科		住環境等を中心にものづくりについて学習する
	マネジメント創造科	商業に関する学科	流通・販売・経営等のしくみについて学習する

③ 堺高等学校の特色

全日制の課程は、大学進学等の進路実現に対応したカリキュラムを編成しており、7時限授業・長期休業中の授業など学習できる環境を整備し、また、国際的な感覚・考え方を習得し、世界で活躍できる人材の育成を図ることを目的とする海外研修や、大学・産業界との連携を深めることにより学習意欲を向上させ進路希望に応じた学習を実施している。

定時制の課程は、技術・技能を身につけたエキスパートを養成し、進学・就職等進路実現に対応したカリキュラムを編成している。また、定通併修により3年間での卒業が可能である。

両課程とも、個々の進路目標を明確にし、意欲的に学習できるよう、きめ細やかな支援の充実に努めている。

(2) 募集定員・志願者数（合格者数）

令和5年度入学者選抜（合格者数には第2志望での合格者及び2次選抜での合格者を含む。）（人）

課程	学科名	募集定員	志願者数（合格者数）
全日制の課程	サイエンス創造科	40	36 (38)
	機械材料創造科	80	61 (70)
	建築インテリア創造科	40	49 (40)
	マネジメント創造科	80	84 (80)
定時制の課程	機械自動車創造科・建築創造科	35	17 (17)
	マネジメント創造科	35	3 (3)

(3) 進路状況

令和4年度卒業生進路状況（人）

校名	卒業生数	進学者数			就職者数	その他
		大学・短大	その他	計		
堺（全日制）	217	56 (26%)	51 (24%)	107 (49%)	108 (50%)	2 (1%)
堺（定時制）	41	7 (17%)	1 (2%)	8 (20%)	28 (68%)	5 (12%)

5 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

障害のある幼児児童生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもそれぞれの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活上又は学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。支援学校のみならず、幼稚園、小・中・高等学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校園において実施している。

特別支援教育の推進にあたり、支援学校や小・中学校の支援学級、通級指導教室を整備し、個に応じた指導を実施し、障害のある子どもの教育の充実に努めてきた。また、通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒も含め、支援体制の整備に取り組んでいる。

本市の全児童生徒数が減少傾向にある中で、令和5年5月1日現在、市立支援学校及び支援学級、通級指導教室で学ぶ児童生徒は4,969人であり、平成25年度の2,419人と比較すると10年間で約2.1倍となるなど、支援学校、支援学級及び通級指導教室で学ぶ児童生徒数の増加が著しい。

堺市の特別支援教育	➔	(R5.5.1現在)	支援学校・・・知的障害：百舌鳥支援学校（197人）、上神谷支援学校（237人） 肢体不自由：百舌鳥支援学校分校（2人）
			支援学級・・・小学校92校480学級、中学校42校189学級、計134校669学級
			通級指導教室・・・発達障害（小学校42校48教室、中学校15校16教室）
			通常の学級等・・・通常の学級等に在籍している発達障害等のある幼児児童生徒等に対し、それぞれの障害の状態や教育的ニーズ等に応じた指導

(2) 支援学校

支援学校は、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校で、本市では、市立支援学校として知的障害児を対象とする百舌鳥支援学校・上神谷支援学校、肢体不自由をもつ重複障害児を対象とする百舌鳥支援学校分校を設置している。各学校において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに活動する「交流及び共同学習」は、居住校区の児童生徒や近隣校と実施している。

（令和5年5月1日現在）（人）

百舌鳥支援学校			上神谷支援学校			百舌鳥支援学校分校		
小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計
111	86	197	135	102	237	1	1	2

○支援学校のセンター的機能

支援学校においては、幼稚園や小中学校等の要請に応じ、障害のある幼児児童生徒等の教育について助言又は援助を行うことが学校教育法第74条に規定されている。また、教員の専門性や施設・設備等を生かし、地域の実態に応じ、障害のある幼児児童生徒の保護者に対しての教育相談の実施や関係機関等との連絡調整など、特別支援教育における支援学校のセンター的機能の充実が求められている。平成29年度から、これまで、小中学校と同様に校務分掌として位置づけられていた特別支援教育コーディネーターを、支援学校2校に各2名を専任として配置し、機能の充実をさらに図っている。

○外部専門家派遣

支援学校教員の専門性向上及び地域の特別支援教育の核となるセンター的機能の充実を図ることを目的として、支援学校に言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士を外部専門家として派遣し、教員等へ専門的見地からの助言、研修を行っている。また、学校園からの要請に基づき、支援学校の地域支援担当教員と連携し、学校園における事例相談や教員研修を実施している。

令和4年度は、12人の専門家により年間209回（百舌鳥支援学校104回、上神谷支援学校105回）実施。

○大阪府には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の各障害種別及び小・中・高の各部（視覚・聴覚障害については幼稚部も）の支援学校が設置されており、本市の子どもたちも学んでいる。

本市の子どもが通うことのできる堺市立以外の支援学校（国立の表記がない場合は、大阪府立）

種別	学校名	設置部	種別	学校名	設置部
知的	泉北高等支援学校※1	高	視覚	大阪南視覚支援学校	幼小中高
	西浦支援学校※1	高	聴覚	堺聴覚支援学校	幼小中
	堺支援学校※1	高		だいせん聴覚高等支援学校	高
	たまがわ高等支援学校	高		中央聴覚支援学校	高
	とりかい高等支援学校	高	肢体不自由	堺支援学校	小中高
	すながわ高等支援学校	高	病弱	羽曳野支援学校※2	小中
	むらの高等支援学校	高		光陽支援学校※2	小中
	なにわ高等支援学校	高		刀根山支援学校※2	小中高
	大阪教育大学 附属特別支援学校（国立）	小中高	※1 本市における通学区域が定められている ※2 対象となる病院が定められている		

(3) 小中学校の支援学級

支援学級は、学校教育法第 81 条の規定による、障害のある児童生徒を対象として設置される学級で、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害等の障害種別がある。小中学校の支援学級においては、それぞれの障害に配慮し、個に応じた指導の充実に努める一方で、通常の学級や通級指導教室との交流など、多様性の尊重を念頭においた学級運営を行っている。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置し、障害が重度化・重複化する児童生徒の支援を行っている。（令和 5 年 5 月 1 日現在）

小学校			中学校		
学校数（校）	学級数（学級）	在籍児童数（人）	学校数（校）	学級数（学級）	在籍生徒数（人）
92	480	2,742	42	189	1,055

(4) 通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒に対して、小中学校の教育課程に加え、またはその一部に替えて、各教科などの指導は通常の学級で行いつつ、障害の状態の改善または克服を目的とする特別な指導を行うものである。年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、その障害を改善・克服するための指導、すなわち自立活動を中心とした特別の指導を行っている。本市では、今年度から巡回通級指導も取り入れ、小学校 42 校 48 教室、中学校 15 校 16 教室に設置し、それぞれの特性に応じたきめの細かい指導を行っている。（令和 5 年 5 月 1 日現在）（人）

障害種別	学校名	自校通級	他校通級	計
発達障害	錦綾小、福田小、八田荘西小、日置荘小、日置荘西小、向丘小、浜寺小、桃山台小、茶山台小、金岡小、五箇荘東小、三国丘小、大仙西小、八上小、鳳小、百舌鳥小、竹城台小、美木多小、登美丘東小、久世小、東浅香山小、美原北小、英彰小、深井小、福泉小、中百舌鳥小、市小、新檜尾台小、東百舌鳥小、浜寺石津小、浅香山小、深井西小、南八下小、（八下西小）、鳳南小、福泉東小、（福泉上小）、三原台小、福泉中央小、庭代台小、（御池台小）、新浅香山小、光竜寺小、（新金岡小）、（新金岡東小）、黒山小、さつき野小、（美原西小）、日置荘中、長尾中、美木多中、月州中、八田荘中、鳳中、美原中、陵西中、深井中央中、登美丘中、浜寺中、浜寺南中、赤坂台中、宮山台中、金岡南中、（さつき野中）（57 校 64 教室）	619	117	736

- ※在籍する学校に通級指導教室が設置されている場合は、自校の通級指導教室に通うことから、自校通級という。
 在籍する学校に通級指導教室が設置されていない場合は、近隣の通級指導教室設置校に通って指導を受けることから、他校通級という。
 ※（ ）内の学校では、通級担当者が巡回し、通級指導を行う。

(5) 通常の学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校においては、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとするのが学校教育法第81条に規定されている。これにより、支援学校や支援学級に在籍する障害のある児童生徒への支援だけでなく、通常の学級等に在籍する発達障害等により支援を必要とする幼児児童生徒に対しても適切な教育を行うことが必要となった。

本市では、障害のある幼児児童生徒の実態を適切に把握し、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学習環境の形成や合理的配慮の提供を行う一方で、通級指導教室や支援学級との交流など、多様性の尊重を念頭においた学級経営を行っている。校園内体制としては、幼小中学校に校園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育の推進を図っている。また、発達障害児等専門家派遣等を活用し、通常の学級等における発達障害等のある幼児児童生徒の理解と、その子どもを含む集団におけるきめ細かな配慮ある指導の改善などの取組を進めている。

○発達障害児等専門家派遣

発達障害等により特別な支援を要する幼児児童生徒について、個に応じた指導の一層の充実を図るため、学校園及び保護者等に対し、専門的な知識・技能を持つ専門家による判断・意見を提示し、指導助言を行う。

令和5年度は7人の心理学の専門家、発達障害に関する専門的知識を有し助言できる大学教授等を派遣する。

6 相談事業

○教育相談事業

児童生徒のより充実した学校生活のために、子どもや保護者及び学校関係者を対象に、面接や電話による教育相談活動を行っている。また、必要に応じて児童精神科の嘱託医による医療相談を行っている。

【面接相談：予約】 ソフィア教育相談 TEL270-8121 FAX270-8130 (堺市教育文化センター5階)

ふれあい教育相談 TEL245-2527 FAX245-2526 (堺市立人権ふれあいセンター3階)

- ・不登校や非行などの性格・行動に関することや発達に関することについて、相談や助言及び子どもたちへの教育的支援をする。
- ・いじめや体罰、虐待等子どもの人権にかかわる問題について解決を図るため、関係機関と連携し、より充実した学校生活を支援する。

【子ども電話教育相談（こころホーン）TEL270-5561】

- ・児童生徒や保護者から直接電話による相談を受け、学校生活及び家庭教育を支援するための指導・助言を毎日24時間体制で行っている。

【SNSを活用した相談窓口の設置】

- ・堺市立の小学校に通う4年～6年の児童、中学校、高等学校に通う生徒を対象に、無料コミュニケーションアプリ「LINE」を使い、いじめに関する相談や学校生活に関する相談を受ける窓口を設置し、教育相談を実施する。

【令和4年度教育相談利用者延べ人数】 (人)

ソフィア教育相談	5,696
ふれあい教育相談	2,452
子ども電話教育相談	1,668
SNSを活用した相談窓口 ※	137

※令和4年7月6日(水)～令和5年1月26日(木) 毎週水・木曜日、令和4年7月6日(水)～7月14日(木)、8月17日(水)～9月1日(木)、令和5年1月4日(水)～1月12日(木) 毎日

7 教育支援教室（旧 適応指導教室）

○教育支援教室スプリングポート、教育支援教室ユアイルーム、出張教育支援教室（深井・梅教室）

学校や集団生活に対する不安が強く学校に行きたくても行けなくて悩んでいる児童生徒が、さまざまな活動を通して元気を取り戻し、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうようにすることを目的に支援・指導をしている。

- ・活動内容……自習を基本とした個別学習、スポーツ等の活動や創作・表現活動、社会体験学習
- ・連携内容……保護者個人懇談会、学校連絡会、通室記録システム（Web システム）による学校との情報共有等

令和4年度入室児童生徒数

教育支援教室スプリングポート (人)

小学生			中学生			合計
4年	5年	6年	1年	2年	3年	
3	5	9	29	32	24	102

開室総日数 211日、延べ出席回数 3,093回

教育支援教室ユアイルーム (人)

小学生			中学生			合計
4年	5年	6年	1年	2年	3年	
3	6	5	4	12	17	47

開室総日数 211日、延べ出席回数 1,328回

出張教育支援教室（深井・梅教室）(人)

小学生			中学生			合計
4年	5年	6年	1年	2年	3年	
5	3	3	16	31	13	71

開室総日数 171日、延べ出席回数 1,638回

※スプリングポート・ユアイルームは学校に準じて開室。

深井教室は毎週水曜日・金曜日に開室。

梅教室は毎週火曜日・木曜日に開室。

8 教育を担う人材の確保と資質能力の向上

(1) 堺・教師ゆめ塾セミナー

目的：堺市教員をめざす大学3年生以上、大学院生、社会人で堺・教師ゆめ塾セミナーに登録した人を対象に、堺市立学校園で教科学習の指導補助等の活動を行う機会を提供し、合わせてゆめ塾セミナーの講座及びゆめ塾セミナー担当指導員が実地指導を行うことで、教育実践理論や技能の習得実践への活用を往還させ、次代の学校教育を担う人材を育成する。

概要：年間6日間3つの講座の堺・教師ゆめ塾セミナー研修会を開催し、必ず1回以上の参加を義務付けている。セミナー生は、市立学校園で教科学習の指導補助、「総合的な学習の時間」や体験活動の指導補助、学級活動・学年活動の補助など多様な学びや体験を通して、「堺の教師」として求められる資質や実践的指導力を身につける。

セミナー生は、1回あたり3時間以上の市立学校園での活動を10回行くと、指導主事又は、ゆめ塾セミナー指導員による学校園での実地指導を受けることができる。また、セミナー生は、堺市教育委員会主催の研究会等に参加できる。

(2) 堺・学校インターンシップ

近隣大学との連携により、学校教育への情熱のある大学1・2年生を学校園に派遣し、将来の本市の学校教育を担う人材の確保と育成をめざし、学校教育の活性化を図る。

	実施校 (校)	参加人数 (人)
平成30年度	71	121
令和元年度	79	144
令和2年度	34	56
令和3年度	65	120
令和4年度	74	160

(3) 教員の採用選考

市立学校の教員採用選考については、平成 21 年度実施の採用選考から本市単独で実施している。

「一人ひとりの個性や限りない可能性を伸ばし、豊かな人権感覚をもつ次代を担う子どもたちをはぐくむ」本市の教育を推進するため、求める人物像を「子どもの主体的な学びを創造する人」「学校のチーム力を向上させる人」「豊かな人権感覚をもち、自覚と責任のもとに行動する人」とし、学校教育に関する諸課題に対応した人物を採用する。令和5年度実施分は、小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・養護教諭・栄養教諭等、合計約220人の募集を行う。

○教員採用選考の概要

- ・1次試験、2次試験それぞれで面接試験を行い、より受験者の“ゆめ”と“よさ”を受けとめる人物重視の試験を実施している。
- ・「一般選考」以外にも、「障害者対象選考」「特別選考」「現職対象選考」「講師対象選考」「大学等推薦対象選考」といった多様な選考区分を設定し、受験資格の年齢を年度末年齢 59 歳以下とすることで、多様な経歴をもつ優秀な人材を確保することをめざす。

○積極的な広報活動

- ・受験説明会（3～5月）、大学説明会（春・秋）の開催
- ・Twitter、YouTube で堺の教育や採用試験の情報を発信
- ・PR 動画、ポスター、リーフレットによる広報

【新規採用教職員数の変遷】

(人)

校種	職種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	教諭	1	1	1	1	0
	計	1	1	1	1	0
小学校	教諭	81	78	58	67	99
	養護教諭	4	4	3	3	5
	栄養教諭	1	1	1	0	2
	事務職員	0	4	4	2	3
	計	86	87	66	72	109
中学校	教諭	51	52	35	45	78
	養護教諭	2	2	3	3	2
	栄養教諭	0	0	0	1	1
	事務職員	2	0	1	4	3
	計	55	54	39	53	84
高等学校	教諭	4	2	2	1	0
	事務職員	1	0	1	1	0
	計	5	2	3	2	0
特別支援学校	教諭	8	8	6	6	8
	養護教諭	0	1	1	0	1
	栄養教諭	0	0	0	0	0
	事務職員	0	1	1	0	0
	計	8	10	8	6	9
全体	教諭	145	141	102	120	185
	養護教諭	6	7	7	6	8
	栄養教諭	1	1	1	1	3
	事務職員	3	5	7	7	6
	全計	155	154	117	134	202

(4) 教職員研修の体系

【管理職研修】

求められる 資質・能力	発達・円熟期	
管理職としての 資質	学校 園 管 理 力	副校長、教頭等
		校長
		<p>学校園経営者の視点から校長を補佐し、組織の運営や人材の育成ができる</p> <p>教育に関する高い識見と俯瞰的な視点から学校園経営や人材の管理・育成ができる</p>
◎ ◎ ◎		<p>教頭研修、新任教頭研修</p> <p>校長研修、新任校長研修</p> <p>GIGAスクール構想管理職向け研修</p>
	◎	「総合的な学力向上」に関する研修
◎ ○ ○		高等学校教育研修
○ ○ ◎		ハラスメント防止研修
	◎	学校管理職マネジメント研修
	○ ○	堺版コミュニティ・スクール研修
		衛生管理者・衛生推進者研修
○ ○ ○		面接員研修、人事評価研修

【職務に応じた研修、一般職員研修】

法定研修 職務に応じた研修 一般教職員研修

求められる 資質・能力	基礎形成期	向上期	充実・発展期		
	1年目～	4年目～	11年目～		
教員としての 資質	実践力 マネジメント力	教諭、養護教諭、 栄養教諭	教諭	指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	主幹教諭
		<p>指導や校(園)務分掌における一定の職務遂行ができる</p> <p>多様な経験を積むことで実践力を高め、ミドルリーダーとして、校(園)内組織において力を発揮し、経験の浅い教員等への助言ができる</p> <p>豊富な実践と経験から組織全体に関わる役割を担い、全教員のモデルとなり、支援や助言ができる</p> <p>指導に関する専門性と確かな指導力を備え、全市や校(園)内での指導力向上の中心的役割を担っている</p> <p>組織の要となって教員を総括するとともに、校(園)運営において管理職(所属長)を補佐し、組織力向上の中心的役割を担っている</p>			
◎ ◎ ◎ ◎	<p>初任者・発展研修</p> <p>新任採用養護教諭研修</p> <p>新任採用栄養教諭研修</p>				
◎ ◎	災害共済給付オンライン請求システム研修				
◎ ○ ○ ○	教職員基本研修				
◎	応急手当普及員養成研修				
○ ○ ○ ○	特別支援教育推進研修				
	教育用ソフト基本操作研修				
◎ ◎ ◎ ◎		中堅教諭等資質向上研修 (8年次対象)			

求められる 資質・能力		基礎形成期	向上期	充実・発展期		
教員としての 資質	実践力 マナジメン ト力	1年目～	4年目～	11年目～		
		教諭、養護教諭、 栄養教諭	教諭、養護教諭、 栄養教諭	教諭	指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	主幹教諭
		指導や校(園)務分掌における一定の職務遂行ができる	多様な経験を積むことで実践力を高め、ミドルリーダーとして、校(園)内組織において力を発揮し、経験の浅い教員等への助言ができる	豊富な実践と経験から組織全体に関わる役割を担い、全教員のモデルとなり、支援や助言ができる	指導に関する専門性と確かな指導力を備え、全市や校(園)内での指導力向上の中心的役割を担っている	組織の要となって教員を総括するとともに、校(園)運営において管理職(所属長)を補佐し、組織力向上の中心的役割を担っている
◎	◎	○	中堅教諭等資質向上研修(5年次対象)			
○	○	○	特別支援教育コーディネーター研修			
◎	◎	◎		中堅教諭等資質向上研修(15年次対象)		
◎	◎	◎		教育ICT化担当集合研修		
◎	○	◎		ウェルビーイング向上研修		
◎	○	○		新任保健主事研修		
◎	○	○		研修主任研修		
◎		○		ハラスメント相談窓口担当者研修		
				心肺蘇生法実技研修		
○	◎			探究的な学び実践研修		
				教育相談事例研修①②		
				学校教育相談研修①②		
				ABA(応用行動分析)活用研修		
				子ども理解研修		
				心理尺度活用研修		
				社会性と情動の学習(SEL)研修		
				教育相談実践研修		
○	○	○		指導改善研修		
○	◎	○		指導教諭等研修		
		◎			主幹教諭研修	
◎	◎	◎		幼児教育実践交流セミナー		
◎	○	○		通級指導教室担当者研修		
◎	○	◎		堺版コミュニティ・スクール研修		
				人権教育推進担当研修		
◎	○	○		高等学校教育研修		
○		◎		拠点校指導教員・初任者指導教員研修		
				危機対応研修		
				関係機関連携研修		
	◎			教育用ソフト授業実践操作研修		
				小学校プログラミング教育実践研修		
○	○	○		特別支援教育コーディネーター研修		
◎	◎	○		新任支援学級担任研修		
				支援学級担任研修		
				養護教諭研修		
				栄養教諭・学校栄養職員研修		
◎	◎	○		中学校授業づくり研修		
				幼児教育研修		
				幼児教育 教育相談事例研修		
◎	◎	○		日本語指導研修		
◎	○	○		通級指導教室専門家派遣研修		
◎	○	◎		人権教育研修		

求められる 資質・能力		基礎形成期	向上期	充実・発展期			
教員としての 資質	実践力 授業づくり 生徒指導	マネジメント力		1年目～	4年目～	11年目～	
		教諭、養護教諭、 栄養教諭		教諭、養護教諭、 栄養教諭	教諭	指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	主幹教諭
		指導や校(園)務分掌における一定の職務遂行ができる	多様な経験を積むことで実践力を高め、ミドルリーダーとして、校園内組織において力を発揮し、経験の浅い教員等への助言ができる	豊富な実践と経験から組織全体に関わる役割を担い、全教員のモデルとなり、支援や助言ができる	指導に関する専門性と確かな指導力を備え、全市や校園内での指導力向上の中心的役割を担っている	組織の要となって教員を総括するとともに、校園運営において管理職(所属長)を補佐し、組織力向上の中心的役割を担っている	
◎	◎			GIGAスクール構想における教員向け情報リテラシー研修			
◎	◎	◎	◎	キャリア教育教員研修			
				学校図書館教育研修			
◎	◎		◎	防災教育研修			
				外国語教育研修・英語教育研修			
				学校保健安全研修			
◎			◎	安心・安全な職員室づくり研修			
				応急手当普及員更新研修			
◎				部落問題研修			
◎	◎	◎	◎	幼保小合同研修			
◎	◎		◎	小中学校理科主任研修			
◎	◎		◎	小中学校理科専科研修			
				道徳教育推進研修			
				堺市予防と育成の生徒指導支援システム会議			
			◎	デートDV防止研修			
			◎	体罰の防止研修			
			◎	SAFEプログラム研修			
			◎	性暴力被害の予防と対応研修			
◎			◎	社会に開かれた教育課程研修			
			◎	メンタリング養成研修			
			◎	コーチング実践基礎研修			
			◎	「心理的安全性」理解研修			
			◎	小学校理科教材研修			
			◎	小学校理科スタンダード研修			
			◎	小中学校理科出張研修			
			◎	中学校理科スキルアップ研修			
			◎	科学教育研修			
			◎	CST(コアサイエンスティチャー)活動研修			
◎	◎			中学校武道・ダンス研修			
			◎	ミーティング・ファシリテーション研修			
			◎	組織マネジメント研修			
			◎	オンライン社会体験研修			
			◎	アドベンチャープログラム研修			
			◎	深い学びの実現に向けた授業づくり研修			
			◎	児童生徒の思考力を高める授業実践研修			
			◎	指導と評価の一体化に向けた学習評価に関する研修			
			◎	教科指導を通じた日本語指導研修			
◎			◎	衛生委員研修			

(5) 学校園への指導・支援

- 校園内研修の活性化に向けた指導及び助言
- 経験豊富で力量のある退職校長等からなる専門指導員の巡回・訪問指導による若手教員へのサポート体制
- 教材に関する情報の提供
- 今日的課題に対する取組の必要性についての指導及び助言
- その他の相談・指導

(6) 教職員元気プロジェクト

目的：学校園及び学校教育の核となる教職員を支援することにより、本市学校教育の活性化と充実をめざす。

概要：「がんばる学校園サポート」

支援対象校における個別のニーズに応じた研修を、多様な研修テーマに精通した大学教員等専門家を講師として招聘し、年1回開催する。

「教育課題研究支援」

本市教育の方向性を踏まえ、教職員が自主的に取り組む実践研究のうち、その成果を普及することにより、市全体の教育水準の向上が期待されるものを支援する。

(7) 授業等改善相談会（「堺・教師プロ塾」）

目的：教職員の自主的研修・研究を支援する。

概要：教育課題に沿って月ごとにテーマを設定し、指導主事が教育課題や参加者の問題意識に応じた情報提供を行うなど、学習指導改善の相談会を実施し、参加者が持ち寄った実践資料による情報交換を行う。

また、教育センターだけでなく、各学校園で指導主事が実施する「出前講座」も行う。

情報交換を通じて教職員のネットワークを構築し、自主的・自発的な実践交流を促すことにより教職員の力量を高めている。

(8) 調査研究事業

- 教育情報・資料を収集し、教育情報室で整理保管
- 各学校園への資料の提供及び教育情報室での相談、指導、支援
- 教育の今日的課題について、適宜、教育情報ネットワーク等を通じて各学校園に配信
- 堺市教科書センターにおける、小・中・高等学校の教科書と学校教育法附則第9条に規定される一般図書の一部の展示と閲覧事務

(9) 教職員人事評価

目的：各教職員が、学校園の組織目標に沿った職務目標を設定し、評価者の指導・助言を受けながら自身の経験や役割に応じた資質・能力の向上に取り組み、組織一丸となった教育課題の解決を図る。

概要：教職員は、年度当初に学校園の組織目標を踏まえた個々の目標を主体的に設定し、目標の達成に向けて職務に取り組む中で能力の向上を図る。また、評価者である校長・教頭等は、日々の教育活動において教職員に指導・助言を与えながら人材を育成し、年度末に教職員の目標の達成状況及び職務遂行過程で発揮された能力を評価する。

評価者は、目標設定時や進捗状況の確認時、また評価結果の開示の際に面談を実施するなど、十分にコミュニケーションを取りながら教職員の資質向上を図り、適正な人事評価を実施する。

(10) 指導力の向上を要する教員への総合対策

目的：堺市立学校園に勤務する教員のうち、指導力の向上を要する者に対して、研修により授業力等を高め、教員としての資質向上を図る。

概要：学校園において、観察・指導、サポート（巡回指導・研修等）を行ったうえで、指導力の向上に関する支援が必要と判断した場合、教育委員会事務局において対応を検討し、専門家会議等の意見を聴いて研修を行う。

9 地域とともにある学校づくりの推進

(1) 堺・スクールサポーター活用事業

○教育アシスタント

学力向上や教育内容充実のために、優れた知識や技能を有する多様な人材を積極的に活用する。

○生徒指導アシスタント

学校における生徒指導體制の充実を図るため、校長の指示を受けながら、児童生徒の動向の把握や生徒指導に関する補助など、学校での教育活動全般における支援を行う。

○支援教育サポーター

特別支援教育における校内体制の一層の充実に向け、特別支援教育コーディネーターや担任等の指示のもと、通常の学級に在籍する特別の配慮を要する児童生徒に対し、学習面、行動面、対人関係面の支援を行う。

(2) 地域とともにある学校づくりによる「ひろがる教育」の推進

① 「堺版 コミュニティ・スクール」

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、育成をめざす資質・能力を家庭や地域の関係者に周知する。また、授業などの学校教育活動においても、積極的に地域・保護者と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす。

学校協議会や学校力向上プランを踏まえ、学校運営や教育活動の改善を図る。

全小中学校にて実施。

② 学校協議会

「社会に開かれた教育課程」を実現するため、校長の学校経営方針を全教職員及び地域・保護者と共有し、教育目標に沿った特色ある教育活動をめざして、学校と地域がともに考え、熟議・協議する「学校協議会」を設置し、地域担当教員、コーディネーター等が連携しながら、学校運営への参画・協働に資する運営となるよう工夫している。

※学校協議員は、平成 15 年度に堺市立学校管理運営規則に位置付けられた「学校協議員制」に基づき、全学校に置かれている。

③ 学校評価（学校力向上プラン）

学校教育法の改正に基づき、平成 20 年 3 月堺市立学校管理運営規則の一部を改正して学校評価を実施するための要綱を定め、全学校園に学校評価の実施を位置付けた。

平成 28 年度から「学校力向上プラン」（学校評価書、学力向上プラン、体力向上プランを統合）を作成し、学校園が教育活動やその他の学校園運営の状況について評価を行い、その結果に基づいて改善を図り、評価結果等を広く保護者等に公表することにより、地域に開かれた信頼される学校園づくりをめざして、取組を推進する。

(3) 子どもの安全安心対策事業

地域人材やPTAを中心に各小学校区で「子どもの安全見まもり隊」を組織し、主に登下校時の見守り活動を実施することにより子どもの安全の確保を行う。

また、全小学校・支援学校に学校安全管理員を配置し、校内への不審者の侵入を防止するなど、子どもの安全安心の確保を図っている。

(4) 堺元気っ子づくり推進事業（子ども青少年局子ども育成課・生徒指導課）

学校・家庭・地域が「連携」から「協働」の関係をめざしながら、地域社会が一体となって、青少年健全育成のための講演会、スポーツ大会、地域フェスティバル等、子どもの健全育成に向けた取組を円滑かつ効果的に推進する。43 中学校区に設立する青少年健全育成協議会（委員会）への補助事業。

10 学校保健・安全管理

(1) 保健管理・指導 (※発育状況 53 頁参照)

幼児児童生徒の健康の保持増進を図るため、毎年定期的に内科検診・耳鼻科検診・眼科検診・運動器検診・心臓検診・腎臓検診・結核検診・歯科検診等の健康診断を行い、疾病の早期発見に努めている。本市においては、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会の協力を得て、健康診断や事前事後措置の指導、健康相談等を円滑に進めるための体制を整えている。

幼児児童生徒の疾病については、視力異常・肥満傾向・不良姿勢等、依然減少傾向になく、治療勧告、健康相談など適切な保健管理と指導を行っている。また、歯科保健指導の充実を図るために関係機関等と連携したり、学校歯科医と連携したりするなどして歯科衛生指導を行い、歯科保健に関する認識を深めるため、歯に関する図画・ポスターを募集し表彰を行っている。

喫煙防止・薬物乱用防止教育については、小学校・中学校・高等学校で学校保健計画に位置付け、薬物乱用防止教室等を開催している。

さまざまな感染症の予防等にも取り組んでおり、特に感染性胃腸炎については、学校園における感染拡大防止に努めている。また、麻しん対策については、国の「学校における麻しん対策ガイドライン」に基づき予防の徹底を図っている。

① 心臓検診

心臓病や心臓疾患の疑いのある児童生徒の早期発見に努め、保健管理指導を行っている。

また、川崎病既往児については、その把握に努め、血清脂質検査を実施し管理指導にあたっている。

② 腎臓検診

無症状の腎疾患や尿路感染症の早期発見に努め、その管理指導にあたっている。

③ 結核検診

結核に関し専門的知識を有する者等で学校結核対策委員会を組織し、問診調査等を行い、検査が必要な児童生徒に対して、胸部エックス線直接撮影等、必要な個別検査を行っている。

(2) 学校環境衛生管理

「学校環境衛生基準」に基づき照度、教室等の空気、飲料水、学校給食施設、プール水等の定期検査及び日常点検を行い、学校給食施設については「学校給食衛生管理基準」に基づき点検を行い、学校園の衛生管理の徹底に努めている。

また、室内空気中化学物質の定期検査を普通教室及び特別教室において実施している。

(3) 安全管理・指導

① 安全管理

幼児児童生徒の事故災害を防止し、安全な生活を確保するため、平成 23 年 10 月の児童転落死亡事故を受けて策定した「学校園における事故の防止に向けて」に基づき、教職員の安全・危機管理意識の向上を図り、施設整備の改善を行うなど、次のような対策及び指導に重点をおいている。

○学校安全の日（毎月 15 日）

○学校園の実態に即した学校環境の安全整備（安全点検表の活用）

○安全点検結果に基づく、計画的・継続的な施設整備の改善

○学校園との安全に関する情報共有

○ヒヤリハット、学校事故事例の情報提供

○学校園の実態に即した救急体制の確立

○全学校園に AED（自動体外式除細動器）の設置及び日常点検、心肺蘇生法研修の実施

○事故防止につなげる研修の実施

○校園長、教頭、一般教員研修の実施

② 安全教育

各学校園においては日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会実現に向けた取組に参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することをめざし、学校保健安全法第27条に基づく学校安全計画を策定し、「自助、共助、公助」の視点から学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的な安全教育に努めている。

- 身の回りの生活安全、交通安全、災害安全の各領域について教科等横断的な視点で安全に関する資質・能力を育む安全教育の実施
- 体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間等における安全管理の徹底と安全教育の実施
- 登下校時を含めた日常の学校生活の安全管理の徹底と安全教育の実施

③ 令和4年度学校園災害状況（独立行政法人日本スポーツ振興センター統計資料より）

	在籍人数（人）	災害発生件数（件）	被災率（%）
幼稚園	353	9	2.5
小学校	41,152	1,724	4.2
中学校	20,746	1,588	7.7
高等学校	760	15	2.0
合計	63,011	3,336	5.3

※小・中学校に特別支援学校小学部・中学部を、高等学校に定時制を含む。

④ 学校安全の日（毎月15日）

学校安全は、子どもたちが自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する。また、子どもたちの安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

しかし、事件・事故災害は日常生活の様々な場面で起きており、交通事故や転落事故、不審者等による事件などが依然として発生していることから、より一層安全について取り組むため、毎月15日を「学校安全の日」とし、安全点検のみならず安全教育・安全意識の高揚の啓発を図る。

⑤ 学校園における防災体制の確立

学校園における地震・津波対応マニュアルを活用し、地域の実情や子どもの発達段階を踏まえた防災計画を作成する。あわせて、次代を担う子どもたちに高い危機管理能力と防災意識を身につけられるよう、大地震の発生を想定した避難訓練等を実施している。

また、平成24年度からは、「大阪880万人訓練」を全学校園で行い、地震に備える訓練を実施している。今後も、危機管理室、区役所、消防局等と連携し、学校園の防災体制の充実を図る。

(4) O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日

平成8年7月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌 O157 による学童集団下痢症が発生し、児童 7,892 人を含む 9,523 人の方が罹患し 3 人の児童の尊い命を失った。

また当時、溶血性尿毒症症候群を発症した児童が 19 年を経過した平成 27 年 10 月、その後遺症を原因として亡くなられた。

二度とこのようなことを繰り返さないために、これからも当時亡くなられた 3 人の児童、後遺症により亡くなられた方、そして今なお苦しんでおられる被害者の方々を決して忘れず、事件を風化させないことを目的として、7月12日を「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」としている。

(5) O157 堺市学童集団下痢症フォローアップ

O157 堺市学童集団下痢症に罹患した児童生徒等の健康管理について、平成 19 年 5 月 1 日「堺市学童集団下痢症に係る健康管理基本方針」を改定し、身体面の健康管理及び心的ケアについて、フォローアップを実施している。

令和4年度 幼児児童生徒学年別発育状況（堺市・大阪府・全国）

項目		身長 (cm)						体重 (kg)					
校種	学年	男子			女子			男子			女子		
		堺市	大阪府	全国	堺市	大阪府	全国	堺市	大阪府	全国	堺市	大阪府	全国
幼稚園	4歳児	104.7	/	/	103.1	/	/	17.3	/	/	16.7	/	/
	5歳児	109.7	111.2	111.0	113.2	110.2	110.1	18.9	19.2	19.3	18.3	18.9	19.0
小学校	1年	116.8	116.6	116.7	116.0	116.0	115.8	21.4	21.3	21.7	21.0	21.1	21.2
	2年	122.7	122.5	122.6	121.9	121.7	121.8	24.3	24.5	24.5	23.9	23.8	23.9
	3年	128.9	127.8	128.3	127.6	127.4	127.6	27.8	27.4	27.7	26.8	26.8	27.0
	4年	133.8	133.7	133.8	134.8	133.8	134.1	31.1	31.5	31.3	30.6	30.2	30.6
	5年	139.5	138.8	139.3	141.1	140.0	140.9	34.9	34.8	35.1	34.9	34.4	35.0
	6年	144.4	146.1	145.9	147.7	147.0	147.3	39.3	39.4	39.6	40.1	39.8	39.8
中学校	1年	153.5	153.2	153.6	152.2	152.1	152.1	45.4	44.6	45.2	44.5	44.2	44.4
	2年	161.0	160.2	160.6	155.3	155.0	155.0	49.9	49.5	50.0	47.7	47.2	47.6
	3年	166.1	165.7	165.7	156.7	156.7	156.7	54.5	54.1	54.7	49.1	49.6	50.0
高等学校	1年	167.3	168.6	168.6	157.6	157.0	157.0	59.3	59.5	59.0	51.6	50.7	51.3
	2年	170.4	169.9	169.8	156.8	157.7	157.7	60.1	60.1	60.5	52.0	52.1	52.3
	3年	170.4	170.7	170.8	161.0	157.8	157.8	61.4	62.5	62.4	51.3	52.6	52.5

※大阪府・全国は令和4年度調査結果数値を記載

11 学校給食

(1) 学校給食実施状況

文部科学省の実施基準に基づき、完全給食（主食・副食・牛乳）を実施している。

なお、現在、中学校給食については、生徒（保護者）が利用するかしないかを選ぶことができる選択制となっており、令和2年3月策定の「全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方」において、現在の選択制給食を全員喫食制給食へ移行することを決定し、令和7年度から開始する予定である。

	学校数	給食種別
小学校	92校	完全給食
特別支援学校	3校 (分校1校含む)	完全給食
中学校	43校	完全給食

(2) 学校給食費（保護者負担額）

小学校給食：主食、副食（おかず2～3品）、牛乳

区分	1食あたり
低学年	245円
中学年	250円
高学年	255円

中学校給食 主食、副食（おかず3～4品）、牛乳

区分	1食あたり*
標準	310円
大盛	330円
小盛	300円

※ご飯の量が異なる。

令和5年度は、小学校・特別支援学校において、2学期・3学期の学校給食費を無償化する。また、小・中学校及び特別支援学校において、学校給食の食材費高騰分を市が支援する。

(3) 堺市の学校給食

学校給食は、栄養のバランスのとれた食事が摂取できるよう工夫されており、成長期にある児童の健康の保持増進と体位の向上に大きな役割を果たしている。また、安全でおいしく食べられるように調理し、献立は主食、主菜、副菜という料理の分類を基本とし、多様な食品を組み合わせている。

小学校・特別支援学校は、原則自校調理方式、中学校は民間調理場で調理し、お弁当箱方式で各学校に配送している。

(4) 安全安心な学校給食ができるまで

① 小学校・特別支援学校の給食

【献立作成】

- リスク低減のため堺市内を6区域に分けて、栄養教諭・学校栄養職員が献立原案を作成する。
- 献立区域ごとに献立委員会を開催し、献立原案を基に、学校関係者や保護者代表が意見を交換して、実施される献立を審査する。また、各区域で同じ日に同一食材にならないようにする。

【食材購入】

- 学校給食で使用する食材は、各献立区域の学校関係者や保護者代表、保健所の職員が参加する物資選定委員会において、献立区域ごとに安全な物資を選ぶ。
- 使用する食材は事前に0157などの細菌検査を行う。放射能については、震災以後出荷制限されたことのある産地の農産物等を使用する場合に検査を行い、安全性を確認する。
- 食品専用の冷凍車・冷蔵車・保冷車で配送する。
- 学校納入時に、随時抜き取り検査（細菌検査・理化学検査等）を行う。

【調理作業】（各校の調理場）

- 調理担当者が、食材の期限表示や包装状態、品質などを確認する検収を行い、相互汚染のないように注意し、冷蔵庫・冷凍庫などで保管する。

- 学校給食衛生管理基準に基づき、堺市学校給食衛生管理手引を作成している。調理担当者の健康管理や手洗い・消毒などの衛生管理、食材の十分な加熱調理などを徹底し、安全安心な学校給食を提供する。
- 食材や調理済食品は、保存食用冷凍庫で、-20℃で2週間以上保存している。万一、食中毒やその疑いが発生した場合に発生原因調査のために使用する。

【学校長の検食】(各校)

- 児童が給食を食べる30分前までに、校長が検食を行い、異物の混入がないか・熱が十分通っているか・異味異臭がないか・量や味付けが適切であるかなどを確認する。

② 中学校給食

【献立作成】

- 中学校の栄養教諭と市の管理栄養士が献立原案を作成する。
- 献立委員会を開催し、献立原案を基に、学校関係者や保護者代表が意見を交換して、実施される献立を審査する。

【食材購入】

- 学校給食で使用する食材は、学校関係者や保護者代表、保健所の職員が参加する物資選定委員会において、安全な物資を選ぶ。
- 使用する食材は事前に0157などの細菌検査を行う。放射能については、震災以後出荷制限されたことのある産地の農産物等を使用する場合に検査を行い、安全性を確認する。
- 食品専用の冷凍車・冷蔵車・保冷車で民間調理場へ配送する。
- 民間調理場納入時に、随時抜き取り検査（細菌検査・理化学検査等）を行う。

【調理作業】(民間調理場)

- 調理担当者が、食材の期限表示や包装状態、品質などを確認する検収を行い、相互汚染のないように注意し、冷蔵庫・冷凍庫などで保管する。
- 学校給食衛生管理基準に基づき、堺市学校給食衛生管理手引を作成している。調理担当者の健康管理や手洗い・消毒などの衛生管理、食材の十分な加熱調理などを徹底し、安全安心な学校給食を提供する。
- 食材や調理済食品は、保存食用冷凍庫で、-20℃で2週間以上保存している。万一、食中毒やその疑いが発生した場合に発生原因調査のために使用する。

【配送】(民間調理場→各中学校配膳室)

- 保温カートや保冷ボックス、保温食缶等で温度管理を行い、学校の配膳室まで配送する。

【学校長の検食】(各校)

- 生徒が給食を食べる30分前までに、校長が検食を行い、異物の混入がないか・熱が十分通っているか・異味異臭がないか・量や味付けが適切であるかなどを確認する。

③ 献立の作成方針

献立の作成は、次のような基本方針に基づいて行っており、安全な学校給食が実施できるよう努めている。

<1>食中毒の防止を第一に考え、すべての食材を加熱調理する献立とする。

<2>調理過程での衛生管理が確実にできる献立を工夫する。

<3>栄養摂取、食品構成、嗜好面などに留意しつつ、献立ごとに使用する食材を吟味し、新鮮で安全な食材を工夫して利用する。

次の基準に基づき献立を作成している。

小学校給食(中学年の児童1人1回あたりの学校給食摂取基準)

エネルギー	たんぱく質	脂質 エネルギー比	カルシウム	マグネシウム	鉄	亜鉛
kcal	g	%	mg	mg	mg	mg
650	21~32.5	20~30	350	50	3.0	2.0
ビタミンA	ビタミンB ₁	ビタミンB ₂	ビタミンC	塩分	食物繊維	
ugRAE	mg	mg	mg	g	g	
200	0.40	0.40	25	2.0未満	4.5以上	

中学校給食（中学生の生徒1人1回あたりの学校給食摂取基準）

エネルギー	たんぱく質	脂質 エネルギー比	カルシウム	マグネシウム	鉄	亜鉛
kcal	g	%	mg	mg	mg	mg
830	26～41	20～30	450	120	4.5	3.0
ビタミンA	ビタミンB ₁	ビタミンB ₂	ビタミンC	塩分	食物繊維	
ugRAE	mg	mg	mg	g	g	
300	0.5	0.6	35	2.5未満	7以上	

④ 食材選定・発注

副食の食材については、物資の規格、鮮度等の均一化と購入価格の安定を図るため、学校給食実施当時から公益財団法人堺市学校給食協会において、物資の共同購入を実施している。

主食（パン・ごはん）、牛乳については、公益財団法人大阪府学校給食会を通じて調達している。

(5) 学校における食育の推進

子どもたちに食に関する正しい知識や望ましい食習慣等を育成するため、学校における食育を推進する。

食に関する指導については、各校園の教育活動に位置づけ、教育活動全体を通して実施する。また、学校・家庭・地域が連携した取組を実施している。

① 食育推進委員会の設置

本市の子どもたちの食生活に関する実態を踏まえ、食育の実践研究、家庭・地域への啓発等について検討し、食育の推進を図る。

② 栄養教諭の配置

学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行う栄養教諭の配置を促進する。
（令和5年度 小・支援学校40人、中学校6人）

③ 食育フェアの実施

学校給食の役割及び子どもたちの食生活習慣形成における食育の大切さ等について広く市民に啓発する。

④ 食通信の配布

市立小学校・特別支援学校・中学校の全家庭へ、食育の実践事例や学校給食の献立等の情報を毎月発信する。

⑤ 学校給食レシピ・堺のお弁当レシピ集の作成

学校給食を家庭用アレンジした「学校給食レシピ」や家庭でのお弁当づくりを支援する「堺のお弁当レシピ集」を作成（ホームページに掲載）し、広く市民に啓発する。

⑥ 食育講演会の開催

教職員や保護者、市民等に対して、食育講演会を開催し、広く食育の重要性を啓発する。

⑦ 親子料理教室の開催

市立小学校6年児童を対象に、料理教室を開催し、家庭での食育を推進する。
（令和4年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止）

⑧ 中学校給食料理コンテストの実施

市立中学校生徒を対象に、学校給食料理コンテストを行い、実際の給食の献立に取り入れることで、生徒の給食への関心を高め、献立の充実を図る。

12 就園・就学の支援

(1) 就学援助

経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、給食費・学用品費等の就学援助金を支給する制度で、令和4年度は、10,453人に456,539,382円支給した。

就学援助推移表

年度	校種	受給者数(人)	児童生徒数(人)	援助率(%)	支給額(円)	
平成	小	6,734	44,340	15.19	403,671,665	
	中	4,073	21,027	19.37	194,309,781	
	計	10,807	65,367	16.53	597,981,446	
令和	元	小	6,384	43,445	14.69	379,109,576
		中	3,785	20,936	18.08	189,842,682
		計	10,169	64,381	15.80	568,952,258
	2	小	6,273	42,693	14.69	299,260,118
		中	3,597	20,707	17.37	133,389,379
		計	9,870	63,400	15.57	432,649,497
	3	小	6,028	41,844	14.41	394,838,100
		中	3,556	20,853	17.05	158,658,990
		計	9,584	62,697	15.29	553,497,090
	4	小	5,583	40,926	13.64	201,271,636
		中	3,345	20,492	16.32	163,939,886
		計	8,928	61,418	14.54	365,211,522

就学援助入学準備金推移表

年度	校種	受給者数(人)	児童生徒数(人)	援助率(%)	支給額(円)	
平成	小	529	6,892	7.68	21,477,400	
	中	1,164	7,274	16.00	55,173,600	
	計	1,693	14,166	11.95	76,651,000	
令和	元	小	560	6,683	8.38	28,593,600
		中	1,098	7,545	14.55	65,880,000
		計	1,658	14,166	11.65	94,473,600
	2	小	558	6,934	8.05	28,491,480
		中	1,114	7,504	14.85	66,840,000
		計	1,672	14,438	11.58	95,331,480
	3	小	515	6,694	7.69	27,840,900
		中	1,087	7,429	14.63	65,220,000
		計	1,602	14,123	11.34	93,060,900
	4	小	531	6,497	8.17	28,705,860
		中	994	7,220	13.77	62,622,000
		計	1,525	13,717	11.12	91,327,860

(2) 奨学金制度

教育の機会均等を図るため経済的理由により修学が困難な高校1年生等に対して、堺市奨学等基金（令和5年6月1日現在の基金額：736,600,005円）を財源として1人あたり年額32,000円を給付している。

奨学金推移表

年 度		採用者数（人）	決算額（円）
平成	30	235	7,520,000
令和	元	242	7,744,000
	2	202	6,464,000
	3	146	4,672,000
	4	151	4,832,000

13 学校園施設整備

(1) 学校施設の整備状況

児童生徒数の推移を勘案しながら、教育環境の質的向上を図るため、新增改築あるいは大規模改造事業を促進している。

令和2年度 学校施設の整備状況

学校名	整備内容	面積	工期	建設費（千円）※
榎小学校	校舎増築ほか (調理場含む)	1,278㎡	令和元～2年度	468,036
三国丘小学校	校舎増築	1,143㎡	令和2～3年度	327,155
浜寺石津小学校	調理場改築	340㎡	令和2年度	187,579
八下中学校	校舎増築ほか	596㎡	令和2～3年度	250,749

※工期が翌年度以降の場合、確定額ではありません。

令和3年度 学校施設の整備状況

学校名	整備内容	面積	工期	建設費（千円）※
三国丘小学校	校舎増築	1,143㎡	令和2～3年度	336,006
八下中学校	校舎増築ほか	596㎡	令和2～3年度	269,450
金岡北中学校	校舎長寿命化	1,378㎡	令和3～4年度	264,749

※工期が翌年度以降の場合、確定額ではありません。

令和4年度 学校施設の整備状況

学校名	整備内容	面積	工期	建設費（千円）※
浜寺小学校	校舎改築	5,564㎡	令和4～8年度	2,746,170
東三国丘小学校	校舎改築	5,880㎡	令和4～5年度	1,688,572

※工期が翌年度以降の場合、確定額ではありません。

(2) 学校規模の適正化

少子化・高齢化の進展により、児童生徒数の減少が進み、小規模校は増加傾向にあるが、児童生徒数が増加している学校もみられ、学校間での児童生徒数に差が生じている。小規模校では、児童生徒間の人間関係が固定化され、社会性やリーダー性が育ちにくく、児童生徒が互いに競い合い切磋琢磨し合う雰囲気欠けることが危惧され、また大規模校では、体育館・プールなどが十分に割り当てられなかったり、運動会等でも種目が限定され、練習時間や場所の確保に制約を受けたりするといった課題がある。

学校の大きなねらいである集団のもつ教育機能を十分に発揮し、学校規模に起因する様々な教育課題を解消するため「第3期未来をつくる堺教育プラン」に基づき、従前の学校再編という手法にこだわらず、新たな学校のあり方も視野に入れ学校規模の適正化に取り組む。

(3) 小中学校の空調整備

教育環境の向上を図るため、中学校3年生の普通教室については、平成26年7月までに、中学校1・2年生の普通教室及び支援教室については、平成27年12月までに空調設備の設置を行った。また、小学校普通教室及び支援教室については、平成29年6月までに設置を完了した。令和3年度、中学校の理科室・美術室及び調理実習室の空調設備の設置を完了し、令和4年度に小学校の理科室・家庭科室の空調設備の設置を完了した。

(4) 小中学校のトイレ改善事業

子どもたちにとって快適できれいなトイレ環境と、避難所となる防災の観点から、計画的にトイレ整備と洋便器設置を推進し、すべての人が安全・安心で快適に利用できる清潔なトイレ環境作りに取り組んでいる。